

小千谷市地場産品開発支援事業補助金交付要綱

(平成28年3月30日告示第34号)

(趣旨)

第1条 本市は、市内の事業者が市内で生産、製造又は加工する商品（以下「地場産品」という。）の開発又は改善により、地場産品の充実を図るため、その経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食料品事業者 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類で定める食料品製造業及び飲食料品小売業を営む者をいう。
- (2) 雑貨等製造事業者 小物、生活用品等を自社で製造し、小売している者をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (4) 小千谷市ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7に規定する寄附金のうち、本市に対する寄附金をいう。
- (5) 返礼品 小千谷市ふるさと納税寄附者に対して贈呈する特産品をいう。

(補助対象品)

第3条 補助金の交付対象となる地場産品（以下「補助対象品」という。）は、食料品事業者又は雑貨等製造事業者が製造し自社製品として販売するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新潟小千谷まるごと市場に掲載されている又は掲載予定のある地場産品
- (2) 小千谷市ふるさと納税返礼品又は返礼品へ提案する地場産品

2 加工用部品又は受託製造商品は、交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次

の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業者であり、食料品事業者又は雑貨等製造事業者であること。

(2) 納期限の到来した市税を完納していること。

(3) おぢやブラッシュアップ相談会又は新潟県よろず支援拠点において開発又は改良しようとする地場産品についての相談支援を受けていること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 新商品の開発又は既存商品の改良のための経費で、試作原材料費、委託費、借上げ料等

(2) 新商品の開発と同時に行う包装紙・袋等の制作のための経費で、デザイン料、試作費等

(3) 新商品の開発又は既存商品の改良と同時に行う商品広告費

(4) 推奨品又は返礼品の改良として行う包装紙・袋等の制作のための経費で、デザイン料、試作費等

(5) その他市長が必要と認める経費

2 前項第4号の経費は、同項第1号から第3号まで及び第5号の経費と合わせて補助対象経費とすることはできない。

3 第1項各号に掲げる経費に対し、国・県等から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象者が負担する補助対象経費の3分の2以内とし、1つの補助対象品について次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 新商品を開発する場合 30万円

(2) 既存商品を改良する場合 20万円

2 前項の規定にかかわらず、推奨品又は返礼品を改良する場合の補助金の額は、補助対象者が負担する補助対象経費の2分の1以内とし、1つの補助対象品について10万円を上限とする。

3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その

端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、事業実施前に市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書及び収支予算書
- （2）見積書
- （3）市税の滞納がないことの証明書又は納税証明書
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の補助対象者につき1年度内に1回限りとする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書又は補助金等不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、規則第9条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1）事業収支決算書
- （2）補助対象経費の支払いを証する書類
- （3）制作した製品又はデザインの画像等
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、市長から事業完了の翌年度以後における販売実績等の事業効果に関する資料の提出を求められたときは、これに協力するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の実績報告があったときは、その内容を審査し、交付する補助金の額を確定し、規則第10条第1項に規定する補助金等確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 1 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請、報告その他補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

(2) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき。

(書類の整備)

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(検査)

第 1 3 条 市長は、補助金交付事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、補助金に係る帳簿等の関係書類を検査することができる。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年度における補助金の額の特例)

2 令和 8 年度の補助金の額は、第 6 条の規定にかかわらず、同条第 1 項第 2 号中「20 万円」とあるのは「30 万円」と、同条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは「3 分の 2」と、「10 万円」とあるのは「30 万円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の小千谷市地場産品開発支援事業補助金交付要綱によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の小千谷市地場産品開発支援事業補助金交付要綱によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の小千谷市地場産品開発支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の小千谷市地場産品開発支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の小千谷市地場産品開発支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の小千谷市地場産品開発支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の小千谷市地場産品開発支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の小千谷市地場産品開発支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。